

会議録

会議の名称	第8回登米市上下水道運営審議会
開催日時	令和4年12月23日(金) 14時00分開会 16時30分閉会
開催場所	登米市消防防災センター
座長(議長)	会長 山田 一裕
出席者の氏名	大森敏雄委員、伊藤秀雄委員、及川由美子委員、佐藤雅子委員、菅原昭委員、鈴木郁子委員 以上7名
欠席者の氏名	木村千代委員、今野秀俊委員、岡本哲志委員、千葉貞雄委員、千葉信子委員 以上5名
事務局職員職氏名	上下水道部長 佐藤嘉浩 (経営総務課) 千葉次長兼経営総務課長、佐々木副参事兼課長補佐、菅原係長、千葉主幹、及川主幹 (水道施設課) 鈴木水道施設課長、佐々木課長補佐 (下水道施設課) 星下水道施設課長、杉田課長補佐 以上10名
議題	1 開 会 2 挨拶 3 会 議 (1) 会議録署名人の選任 (2) 水道料金及び下水道使用料等のあり方(答申)案について (3) 登米市下水道事業経営戦略について 4 その他 5 閉会 閉会后 答申書の手交式を実施
会議結果	別紙のとおり
会議経過	別紙のとおり
会議資料	資料1 登米市上下水道料金等改定について 資料2 水道料金及び下水道使用料等のあり方について(答申)案 資料3 水道料金及び下水道使用料等のあり方について(答申)案の新旧対照表 資料4 登米市下水道事業経営戦略について

発言者	発言要旨
【1 開会】	
会議資料の確認後、開会を宣言。	
【2 挨拶】	
<p>会長あいさつ</p> <p>いよいよ、水道料金及び下水道使用料改定のあり方について答申を行うことになった。</p> <p>本日は最終的にまとめた答申の確認と、今後の下水道事業の経営戦略について議論いただくことになる。今後の進め方については、議会及び行政の適切な判断のもとに進められるものと受けとめているが、何よりも、市民の方々のご心配な点もあろうかと思うので、委員の皆さんからもぜひ、助言或いは意見等をいただければ、その助けになると思っている。本日はよろしくお願ひしたい。</p>	
【3 会議】	
(1) 会議録署名人の選任	
事務局	審議会条例第6条第1項の規定により、会議の議長は審議会会長に務めることにより、山田会長を指名した。
会長	<p>本日の会議は委員7名の出席で過半数を満たしており、審議会条例第6条第2項により、会議が成立することを報告</p> <p>会長が委員名簿順に従い、鈴木委員と伊藤委員を指名し了承を得た。審議会の公開並びに傍聴、会議録の開示掲載については、登米市審議会等の会議の公開に関する指針第4条並びに第7条の規定により、傍聴席の設置と会議録をホームページに掲載することを説明。</p>
(2) 水道料金及び下水道使用料等のあり方（答申）案について	
会長	「水道料金及び下水道使用料等のあり方（答申）案について」事務局に説明を求めた。
事務局	（資料に基づき説明を行う）
会長	水道料金及び下水道使用料等のありかた（答申）案について、質疑を伺った。
委員	下水道使用料の改定案についてだが、一般会計からの繰入金の推移で、今回値段を上げても一般会計からの繰入れが全く減る方向ではないようだが、17億から18億程度繰入れする予定になっているが、今後、繰り入れが少なくなる見通しはあるのか。
事務局	今回の使用料改定では、使用料の改定分だけ一般会計からの繰入金が減額になる見通しである。今回の使用料改定は、維持管理費を賄える分だけの使用料の改定となっている。維持管理費を100%満たすための使用料改定なので、一般会計からの繰入が全て無くなるものではない。今回はあくまでも使用料改定で市民の皆さんからいただいた分の増額分が、一般会計からの繰入金が減額になるように認識していただければと思う。
委員	今回の改定は維持管理費分の改定ということだが、今後この一般会計からの繰入れ

<p>事務局</p>	<p>はずっと続くことになるのか。</p> <p>一般会計からの繰入金は、今後も続く予定である。その中には国から示されている繰出し基準があり、一般会計からは、その基準に基づいて繰入れている基準内繰入が13億円程度、基準外繰入と呼ばれる料金の不足分等含めたもので7億円程度ある。それを合わせ今年度20億円弱の繰入れを頂いている状況である。</p> <p>国の基準に基づいた一般会計からの繰入金は、今後も無くなることはありません。</p> <p>また、下水道事業で整備した費用は多額にあり、それに対して企業債を借り入れている。その起債について、地方交付税措置が設けられているので、その起債の償還については、基準内の繰入れとして、しっかりとした制度があるので、その制度に基づき繰入はなくなるという状況である。</p>
<p>委員</p>	<p>4年後に値上げの時を考慮し、4行目の「理解するが」の後に、「市民、企業の生活業務に支障のないように段階的な移行のあり方を検討されたい。また、付帯意見として記した内容について」といったように、事務局の方には昨日提案をしておりますので、皆さんにお諮りいただければと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>事務局としては、「4おわりに」の文言修正追加を委員からご意見をいただきましたが、今回、下水道事業で段階的に使用料の改定をさせていただくことを、既に下水道事業で段階的に移行を示す主旨で記載をしているので、この表現で委員から頂いたご意見を補足できないかと考えています。</p>
<p>会長</p>	<p>事務局としては、今回の答申においては、この審議会がこれまで議論してきた負担について、急激な負担とならないよう段階的に踏まえた措置を答申することで意見をまとめているので、あえて「4おわりに」の中で、これ再度繰り返すこともないだろうという判断をしたということである。</p>
<p>委員</p>	<p>2割弱ぐらいまでは、世間一般の値上がりは通常あるので、企業側も理解できるかと思うが、生活必需のインフラとなる水道料金と下水道使用料が30%を超えることは、やっぱり大事なので、次回の改定も含めて、こういう文言も議論をしたことをあえて重ねてでも、強調した方が良いのではないかとそういった意見ですので、汲み取ってほしいと思う。</p>
<p>委員</p>	<p>今の状況を考えると十数パーセントの値上げは様々なものが値上がりし、どうしようもないところがあり、しょうがないと思う。生活必需インフラ以外であれば、高ければ合わないから、変えるとか、やめる選択肢があるが、どうしても使わざるを得ない公共的なインフラについては、やはり段階的な値上げが必要ではないかと思う。市民は選べないものである。17%と33%というように段階をいただいて、例えば4年間で改定率に届くよう導いていただくと状況が一番本当は良いと思う。事務的な問題もいろいろあると思うが、市民の立場からすると10%ぐらいのところ、少し猶予を持</p>

	<p>たせていただくと非常に助かる場所である。</p>
<p>会長</p>	<p>今回の改定の考え方は4年間の総括原価方式で、いわゆる4年分をどこかで回収しなければならないということになる。段階的にした場合後半にその分の負担が増えることとなる。急激な負担解消のため改定率を低く変更したので、初年度については、半分は一般会計から繰入れてもらうことになる。本来なら総括原価の4年分を、33%の改定で4年間の収入としなければならないところを、1年分その16%分だけは一般会計に負担をかけることになるので、段階的というのが前提になってしまうと、総括原価方式で回収することは難しくなることを意味している。そのため、表現として急激な改定においては、そういう段階的な手段も考慮に入れる検討をして欲しいというような、表現の方がまだ文言としては良いかと思う。</p>
<p>委員</p>	<p>私が一番言いたいのは、その10%ぐらいで、段階的に上っていくってというのは、例えば4年後にまた4年間の総括原価方式を設けるんじゃないで、4年後を予測する中で、今から段階的に値段を10%ぐらいの範囲で上げなければいけないようであれば上げるような仕組みの方が、使う方からすると非常に助かるという意味です。</p>
<p>会長</p>	<p>次の料金改定率ってというのは何%ぐらいの見込みってというのは大体わかっているか。</p> <p>今後、何らかの激変緩和措置が発生する場合には、その手段の一つとして段階的な導入も考えていくことが必要と思うので、単純に「その段階的な移行」と入れてしまうと、それが前提となり、いつまでも一般会計から繰入れしなければならないようになってしまうと、それは事務局として考えなければならない。我々委員もそれは本来なら、維持管理費を100%に近い回収が求められる議論の中で、求めてはいけないと思うところである。文言としては、「市民事業者の生活業務運営に激変が生じないように移行のあり方も考慮されたい」、でいいと思うが委員の意見を伺いたい。</p>
<p>委員</p>	<p>私も委員と同意見である。事業者としては我々のような国からお金をいただいている事業者にとっても金額が決まっておき、どれだけ経費がかかろうが、その中で事業を運営していかなければならない。委員のような事業者にとっては、結果消費者に転嫁しなければいけない。その転嫁の仕方についても、その上がった分だけ転嫁できるかということ、それは身銭を切らなければならない状況については、大変本当に困った状況ではあると思う。一市民としては、これだけその料金改定をせずに、急激に間に合うように値上げをしていくことに関しては、やはり会長のいうように「段階的に」を入れてしまうと、一番の目的である事業の継続を考えたときに、その段階的に入れて間に合うのか間に合わないのか、大きい問題が出てくると思うので、そこについてはやはり公の文章で入れるとなると、委員の気持ちはわかるが、このままの表現が良いと思う。あとは会長が言った表現で付け加えるのが良いと思う。</p>
<p>会長</p>	<p>ご意見ありがとうございました。</p>

<p>委員</p> <p>会長</p>	<p>「市民の生活並びに事業者の業務運営に急激な変化が生じないような移行のあり方を考慮されたい」でどうでしょうか。</p> <p>了解した。</p> <p>答申案の印刷が出来上がり次第確認することとし、次に議案に進みます。</p>
<p>(3) 登米市下水道事業経営戦略について</p>	
<p>事務局</p>	<p>登米市下水道事業経営戦略について資料4に基づき説明を行った。</p>
<p>委員</p> <p>会長</p>	<p>県ではよくやる方法は、例えば農業振興の県民条例を決める場合などは、農業関係者と学識経験者含めて、農業関係者の部会を作って、そこで協議審議して、それを各分野から集まった委員による審議会にかけて、それでご審議いただく方法。その審議も3回から4回ぐらいで、全体の委員会や審議会もありますから、そのほかに部会で10回ぐらい協議をしながら作成していく。10カ年計画は、中長期計画を作ることで、これが一般的ならそのぐらい普通かかると思う。会社の経営計画を作るのですら中長期の計画となりますと、会社の理念が揺さぶられるような意見も多分に出てくることもある。審議会のあり方は、基本的にあらゆる分野で考えていただければ、我々も名前を出す以上、それなりに考えて自分の意見として申し上げたことが議事録に残るわけですので、そういった対応をしていただければ、よりよい審議会となるかと思っています。</p> <p>事務局の方も、これもスケジュールとの兼ね合いもあろうかと思しますので、こういったところをしっかりと議論したいという委員からの申し出も、ぜひ真摯にお答えいただければと思う。ただ、委員会として取りまとめる時間的スケジュールが大変であり兼ね合いもある。状況によっては、メール審議ではないが、今そういう意味でオンライン或いは紙面での審議とかいろんな対面に限らず、議論できるツールが整いつつあるので、そういったものを含めて活用し、多くの意見やアイデアを取り込めるように、工夫をしていただければと思います。</p> <p>答申案の最終確認を除いては、議論すべき議題については終了させていただきます。ありがとうございました。</p>
<p>【4 その他】</p>	
<p>事務局</p>	<p>今後の予定ですが、第9回の審議会2月1日、会場は登米町蔵ジラムの会議室で開催いたします。よろしくお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>答申案について、事務局より説明願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>事務局より答申案について説明。</p>

会長	事務局より説明がありましたが、異議はありませんか。
委員	異議なし
会長	この答申案については以上のとおりまとめさせていただいた。ご協力ありがとうございました。
【5 閉会】	
大森 副会長	慎重な審議ありがとうございました。ようやく、答申もできましたので、これで市長に答申ができると思っている。今後ともよろしく願いしたい。